



～ トピックス ～

「賞与支払届」の提出はお済みですか？

賞与を支給したとき、支給日から5日（船員保険の場合は10日）以内に年金事務所に提出してください。 [詳しくはP.4へ](#)

「ねんきんネット」のご利用について

パソコンやスマホからご利用いただける便利なサービスです。 [詳しくはP.4へ](#)

健康保険資格喪失時の保険証返却のお願い

退職、もしくは扶養から外れる場合、現在の健康保険証は使用することができません。 [詳しくはP.6へ](#)

かかりつけ医をお持ちですか？

いざという時に適切な医療をうけるためにかかりつけ医を [詳しくはP.7へ](#)

S1グランプリ

いちごの里さんむ(山武)のイベント情報♪ [詳しくはP.8へ](#)

個別年金相談のご案内

年金についての不安を解消するお手伝いをします。 [詳しくはP.9へ](#)

紙面から

新年のご挨拶 P. 2 - 3

日本年金機構からのお知らせ

- ・賞与支払届の提出はお済みですか？ P. 4
- ・「ねんきんネット」のご利用について P. 4 - 5
- ・国民年金ひとことメモ「学生納付特例制度」 P. 5

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

- ・健康保険の資格喪失時の健康保険証の返却のお願い P. 6
- ・かかりつけ医について P. 7
- ・協会けんぽの木更津・船橋、市川年金事務所出張窓口営業 P. 7

千葉県社会保険協会からのお知らせ

- ・S1グランプリのお知らせ P. 8
- ・冬山の家開設「ホワイトハウス マスエン」のご案内 P. 9
- ・個別年金相談事業のご案内 P. 9
- ・個別年金相談のお申込みからご相談まで P. 10
- ・個別年金相談申込書 P. 11

新年のご挨拶



一般財団法人千葉県社会保険協会
会長 小島 信夫

新年あけましておめでとうございます。

平成31年の年頭にあたり、会員の皆様にはご健勝で新年をお迎えになられたことと存じ、謹んでお慶び申し上げます。

また、昨年中は、当協会の事業運営につきまして、皆様方より多大なるご支援とご協力を賜り、誠にありがとうございました。本欄をお借りし、心から御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返ってみますと、世界経済は、米景気が好調を維持する一方で、年後半にかけて米中貿易摩擦や英国EU離脱協議の難航などによる先行き不透明感が広がり、成長に鈍化が見られました。国内経済は、西日本豪雨や大型台風、北海道地震など、自然災害の影響による一時的な停滞が見られましたが、一年を通してみると、好調な企業業績のほか、雇用・所得環境の改善が続くなど、底堅く推移しました。

本年を展望してみますと、世界経済は、保護貿易的な施策や英国のEU離脱に加え、イタリアの債務不安や新興国の資本流出リスクなど不確実性が高まりつつあり、特に米国と中国との貿易摩擦の長期化は両国間だけではなく世界経済にマイナスの影響を及ぼす懸念があり、動向を注視する必要があります。

一方、国内経済は、今年10月に予定されている消費税の引き上げが消費マインドや企業活動に与える影響や海外経済の停滞による輸出の減速などのリスク要因を内包しているものの、来年に控え

た東京オリンピック効果やインバウンド需要、さらには企業の人手不足に伴う省力化・効率化に関連する設備投資需要などが、景気の押し上げ要因になることが見込まれます。また、昨年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2018」の各種施策が着実に実行されることで、経済の好循環が生まれ、持続的な成長に繋がっていくことが期待されます。

こうした状況から、日本経済を取り巻く環境には依然として不確実性が残るものの、堅調な企業収益と雇用・所得環境の改善が下支えとなり、引き続き景気は底堅く推移していくものと思われ

れます。次に社会保障関係について申し上げますと、政府は、未来への投資の拡大に向けた成長戦略と構造改革の加速化を図るための「未来投資会議」において、65歳以上の継続雇用年齢引き上げや保険者へのインセンティブ強化を含めた健康寿命延伸施策の検討を進めていくこととしています。少子高齢化・人口減少、未来を担う人材への投資不足といった我が国の社会面・産業面の課題解決を進めていくためにも、持続可能な社会保障制度構築に向けた官民一体となった推進を願うところです。

医療保険制度については、昨年度の全国健康保険協会（協会けんぽ）の決算は、単年度収支が8年連続の黒字となり、準備金残高も初の2兆円突破となった一方で、健康保険組合につきま

など厳しい状況も伺えます。厚生労働省は、予算概算要求において、財政基盤の強化が必要と考えられる健康保険組合に対して、新たに相談・助言体制を構築するとともに、健康保険組合の財政健全化に向けた取り組みを支援することとしています。こうした支援が予算概算要求に盛り込まれたことは歓迎すべきものであり、実現を期待する次第であります。

年金保険制度においては、現在政府は、年齢にかかわらず希望に応じて働き続けることができよう雇用・就業環境の整備を図っていくなどのエイジレス社会を目指しています。年金制度においても、これまでのように65歳未満を現役世代と考えるのではなく、延長・拡大された現役世代の多様な就業などへの移行に弾力的に対応していくことも必要であるとの考えもあり、次期年金制度改正に向け、さまざまな課題に対し十分な準備を進めてほしいものです。

私どもも社会保険協会といたしましても、皆様方のご期待に沿うよう社会保険制度の普及周知に向け、より一層努力をするとともに、各種事業を積極的に推進し、被保険者やご家族の皆様方の健康並びに福利増進に努めてまいれる所存でございますので、本年も引き続き会員の皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びといたしまして、皆様のご多幸と会員各企業のご発展を心から祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶



日本年金機構南関東地域

第二部長 藤田映子

新年を迎え、謹んでご挨拶申し上げます。

事業主並びに被保険者の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えることとお慶び申し上げます。また、旧年中は、年金相談予約制の拡充や「ねんきんネット」の広報等、公的年金事業の円滑な運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、千葉県内の年金事務所は7事務所1分室で運営してまいりましたが、お客様のアクセスポイントを拡大し、より年金相談等を受けやすい環境を整備するため、平成30年7月2日、成田市に「ねんきんサテライト成田（佐原年金事務所成田分室）」を開設し、10月までの間に約3千人のお客様にご来所いただきました。今後も成田市周辺の多くの皆様に年金相談等をスムーズにご利用いただけますよう運営してまいりますので、引き続き年金相談予約制と併せましてご支援を賜りますようお願い申し上げます。

また、本年10月からは、一定の要件に該当する高齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の受給権者に対する福祉的な給付措置として、「年金生活者支援給付金」の支給に関する法律が施行される予定です。この制度のご案内にあたりましては千葉県社会保険協会をはじめ、会員皆様のお力なくしては円滑な実施は困難と思っております。

高齢者社会が進行する中、年金受給者の方は全国で4千万人を数えております。そのうち、5割を超える方が公的年金収入のみで生計を営まれており、65歳以上の高齢者世帯の平均所得の約7割を占めている現状にあり、年金制度は国民の生活の重要な基盤となっております。本年も日本年金機構は、年金制度の運営組織として、国民の皆様から信頼される組織と認められるよう、全職員が一丸となり公的年金制度の運営に取り組んでまいりますので、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

年頭にあたり、千葉県社会保険協会の益々のご発展と、会員の皆様のご多幸をお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶



全国健康保険協会千葉支部

支部長 鶴岡茂樹

新年明けましておめでとうございます。旧年中は、協会けんぽの事業運営に多大なるご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございました。心よりお礼を申し上げます。

さて、近年の社会保険の動向によりますと、平成29年度の国民医療費は約42・2兆円となり前年度から約9千億円の増加（+2・3%）となりました。国民医療費が人口構造の急速な高齢化や医療の高度化などの影響で今後も右肩上がりに増え続けていく状況は変わらず、6年後の2025年には約48兆円、21年後の2040年には約70兆円に上るとされています。このような状況の中で、医療保険者たる協会けんぽには、これまで以上に保険者機能の発揮が強く求められています。

協会けんぽの保険者機能とは、現金給付の審査・支払い業務を着実に実施する基盤的機能に加え、加入者の健康度を高める保健事業、そして医療費を適切な水準にしておくための地域医療への働きかけや、事業主の皆様と共同で行うコラボヘルスの取組などの戦略的機能があり、協会けんぽでは、この戦略的機能の強化に努めているところでございます。そのため、具体的な取組として、千葉支部では、加入者の皆様の健康づくりに向けて、健康経営普及促進のための事業所訪問を積極的に行い、これまでに600を超える事業所を訪問し、多くの経営者の皆様と率直な意見交換をさせていただきました。その際には、健康経営の第一歩として「健康な職場づくり宣言」のご案内をさせていただきました。これまでに382の事業所に宣言していただきました。そして、そのうちの15社については経済産業省が中心となり実施している「健康経営優良法人2018」においても認定されています。このように、国を挙げて健康経営にかかると取組を進めている中で、協会けんぽ千葉支部としても、健康宣言を行った事業所を中心として、健康な職場づくりに向けて一段と力を注いでいく方針でございます。

このほか、医療費の増加抑制のために、ジェネリック医薬品の使用促進や、医療資源が有限かつ公共性を有するものであること等について、加入者の皆様へ積極的に周知・広報を進めることで、医療費の適正化を図ってまいります。

協会けんぽ千葉支部では、本年も医療費の適正化や健診・保健指導の推進といった各種事業に注力し、微力ながら皆様の健康づくりのお役に立ちたいと考えております。何卒、倍旧のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、亥年の本年が皆様にとりまして幸多い素晴らしい年となりますよう、心よりご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

「賞与支払届」の提出はお済ですか？

事業主は、賞与を支給したとき、「被保険者賞与支払届」に「被保険者賞与支払届総括表」を添付して、支給日から5日（船員保険の場合は10日）以内に、年金事務所に提出が必要です。

賞与支払予定月に賞与の支払いが行われなかった場合も、「被保険者賞与支払届総括表」で「不支給」と届け出が必要となります。

賞与の支払いがあり、「賞与支払い届」の提出をされていない場合は、管轄の年金事務所にお早目に提出をお願いします。

「ねんきんネット」のご利用について

日本年金機構では、インターネットを通じて、ご自身の年金の情報を、24時間、パソコンやスマートフォンから、手軽に確認できるサービス「ねんきんネット」を実施しています。

「ねんきんネット」

https://www.nenkin.go.jp/n_net/



ご利用できる方

基礎年金番号をお持ちの方 ※昭和61年4月以前に受給権が発生した老齢年金の受給権者は、利用できません。



「ねんきんネット」でできること

- ご自身の年金記録の確認
- 将来の年金見込額の試算
- 電子版「ねんきん定期便」の閲覧
- 日本年金機構から郵送される各種通知書の確認や再交付申請など



ご利用方法

1 登録申請する

ユーザーIDの取得

まずは、ユーザーIDを取得します。ユーザーIDの取得には、基礎年金番号とメールアドレスが必要です。お手元に、年金手帳や年金証書など基礎年金番号等が確認できるものをご用意のうえ、登録申請してください。

① アクセスキーがある場合の登録申請

アクセスキーとは、ユーザーIDを取得する際に使用する17ケタの番号で、「ねんきん定期便」でお知らせします。

17ケタの番号の有効期限は、「ねんきん定期便」到着後3か月間です。

アクセスキーを使用してお申込みいただくことで、ユーザーIDを即時に取得できます。

② アクセスキーがない場合の登録申請

「ねんきんネット」トップ画面の 新規登録 から ご利用登録(アクセスキーをおもちでない方) をアクセスして、ユーザーIDの発行を申し込みます。

申し込み後、5営業日前後に郵送で、ユーザーIDをお届けします。

2 「ねんきんネット」トップの画面に入る

「ねんきんネット」トップ画面の **ログイン** をクリックします。



ユーザーIDとパスワードを入力します。
パスワードは、ユーザーIDの取得の際に設定したものを入力してください。

「ねんきんネット」の利用方法等の詳細は、
トップ画面の『昔ばなし風アニメーション』でも解説しています。



● お問い合わせ ●

「ねんきんネット」「ねんきん定期便」等専用ダイヤル⇒0570-058-555(ナビダイヤル)
050で始まる電話でおかけになる場合⇒03-6700-1144(一般電話)

受付時間

- 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(月曜のみ午後7時00分まで)
 - 第2土曜日 午前9時30分～午後4時00分
- ※土曜日(第2土曜日を除く)・日曜日・祝日および 12月29日～1月3日はご利用できません。

国民年金ひとことメモ

学生納付特例制度

学生納付特例制度は、納付義務のある満20歳以上で所得^(※)の少ない学生に対して、国民年金保険料(平成30年度は16,340円/月)の納付が猶予される制度です。

ただし、申請が遅くなると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、年金を受け取ることができなくなることがありますので、すみやかに申請してください。

(※)所得の目安は、本人の前年所得が118万円+扶養家族の数×38万円以下の場合となります。

制度の対象

大学(大学院)・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校^(※)に在籍する学生等で、本人の前年の所得が基準以下の場合に対象となります。

(※)学校教育法で指定されている就業年数が1年以上の課程

学生納付特例期間と年金額

- 学生納付特例制度の適用を受けた期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。
- 学生納付特例制度の適用を受けた期間分の国民年金保険料を10年以内に納付(追納)すると、将来受け取る年金額に反映されます。

申請手続き

申請の際は、「学生証」(コピー可、有効期限が表記されているもの)または「在学証明書」(原本)が必要です。

提出 窓口

- 住民票を登録している市区町村役場の国民年金担当窓口または年金事務所(郵送も可)。
- 在学中の学校が学生納付特例事務法人の場合は、学校の事務窓口でも提出できます。

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

▼ 事業主様へ ▼
ぜひ職場内で回覧をお願いいたします。



退職したら・扶養から外れたら

健康保険証は使用することができません！

加入者の皆様が退職等の理由で健康保険の資格を失うと（「資格喪失」といいます）、健康保険証は使用することができなくなりますが、資格喪失後も健康保険証を返却せずに医療機関を受診してしまう事例が発生しております。

無効となった健康保険証を誤って使用することがないように、従業員やそのご家族の方（被扶養者の方）が健康保険の資格を喪失される場合は、**事業主様が健康保険証を回収していただき、年金事務所に提出する被保険者資格喪失届、被扶養者（異動）届に添付していただきますようご協力をお願いいたします。**また、受診中の医療機関には、資格喪失した旨を申し出いただきますようご協力をお願いいたします。

健康保険が使用できなくなる日（資格喪失日）とは？

■ お勤めされている方（被保険者）

- ・ 退職日の翌日
- ・ 75歳の誕生日
- ・ 被保険者でなくなった日
（雇用形態の変更等）
- ・ 死亡した日の翌日

■ ご家族の方（被扶養者）

- ・ 被保険者の資格喪失日
- ・ 75歳の誕生日
- ・ 死亡した日の翌日
- ・ 就職等により新たに健康保険に加入した日
- ・ 一定の収入を超え被扶養者でなくなった日



資格喪失後の健康保険証について、 このような間違いが多くあります

- ・ 月の途中で資格喪失した場合でも、保険証は月末までは使用できる？
- ・ 新しい保険証が届くまでは、退職した会社の保険証は使用できる？
- ・ 退職した会社の保険証を病院で提示したら、何も言われなかったから使用できる？
- ・ 現在治療中の病気であれば、会社を退職後も古い保険証が引き続き使用できる？

ご注意ください！！

全て資格喪失後は使用することができません。

※ 資格喪失後に保険証をご利用された場合は、医療費の一部をご返還いただきます。



あなたは身近にかかりつけ医をお持ちですか？

お住まいの近くにかかりつけ医を持ちましょう！ 血圧など検査の数値を長年把握してくれているお医者さんがいると、いざという時に適切な治療を受けることができます。

★かかりつけ医のメリット★

- 病歴や健康状態などを長年把握しているため、相談がしやすく、いざというとき適切な対応ができる。
- 食事や運動など、健康管理のアドバイスがもらえる。
- 大病院に比べて待ち時間が比較的に短いため、じっくり診察してもらえる。
- 入院や検査が必要な場合、適切な専門医への紹介状を書いてもらえる。(大病院では、紹介なしに受診すると特別料金が発生する場合があります。)

信頼できるかかりつけ医を持つことで、重複受診による初診料の支払いや、反復して同じような検査や処置が行われる医療費の無駄遣いを避けることができます。

医療費は皆様の保険料や自己負担でまかなわれているため、医療費が増えると、医療保険制度の財政が圧迫され、**保険料の引き上げを招く恐れがあります。** 医療費が増加傾向にある今、医療費を節約することは医療保険制度を健全化し、皆様の健康な暮らしを守ることにもつながります。



誰もが安心して医療を受けられる医療保険制度を維持していくために、ご理解・ご協力をお願いいたします。

協会けんぽの木更津・船橋、市川年金事務所出張窓口(2月の開設日)

木更津・船橋年金事務所出張窓口
(開設日: 月初日・月曜日・水曜日・金曜日)

平成31年2月

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	1	2

市川年金事務所出張窓口
(開設日: 月初日・火曜日・木曜日)
※火・木曜日が祝日の場合は、翌日開設

平成31年2月

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	1	2

協会けんぽ年金事務所
出張窓口 開設時間

AM 8:30~12:00
PM 13:00~17:15
※12:00~13:00は不在となります。

■ : 開設日

お問い合わせの際に間違い電話となり、多大なご迷惑を被っている方がいらっしゃいます。電話番号をよくお確かめのうえ、くれぐれもお間違えのないようお願い申し上げます。

※松戸年金事務所出張窓口は、月曜日から金曜日(祝日を除く)まで開設しております。





Strawberry

いちごの里

Sammu

さんむで

Sweets&

いちごスイーツ対決!

Sakura

桜まつり

S1 グランプリ Grand Prix

お問合せ:S1グランプリ実行委員会事務局(山武市わがまち活性課内) 0475-80-1202

第8回 いちごの里さんむ S1グランプリ&桜まつり

2019 **3.30** **土**

10:00▶15:00

(S1グランプリの投票は12:00まで)

雨天決行(荒天中止)

会場:さんぶの森公園 ふれあい広場



さんぶの森公園
Google マップ



山武市マスコットキャラクター
SUNムシくん

桜まつり

ステージ
出演決定!



山武市観光大使
白石藤子さん



千葉県いちご組合連合会
いちご大使 大石まどかさん

地元特産品販売・体験ブースがあります!



山武市観光協会 HP

お問合せ:山武市商工会(0479-86-5147) 山武市観光協会(0475-82-2071)

駅からハイキング 同時開催 3/29(金)~3/31(日)

主催:S1グランプリ実行委員会

共催:山武市、NPO法人山武市観光協会、山武市成東観光光組合、山武市商工会、成東駅前あじよすっ会、さんむエコノミックガーデニング推進協議会

協力:公益社団法人千葉県観光物産協会、山武農林業振興普及協議会、九十九里地域観光連盟

ご来場する方へ… ○各出店者のスイーツを食べた後、12:00までに指定された投票箱へ投票してください。 ○スイーツは有料販売となります。 ○スイーツは数に限りがあるため、終了時間が早まる場合がございます。 ○補助犬を除きペットの同伴はご遠慮ください。

山武市は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会でのスリランカのホストタウン、事前キャンプ地です

被保険者等の健康保持増進事業のお知らせ

「冬山の家」開設 石打丸山スキー場

ホワイトハウス マスエン

当館は新潟県石打丸山スキー場の民宿街の中心に位置し、リフトまで徒歩1分の絶好のロケーション！また、山の幸・海の幸と良質米を加えたスタミナ料理と4階の大展望風呂が自慢です。
スキー用具やウェアのレンタルもできます♪

- **開設期間** 2018年12月15日(土) から2019年3月31日(日) まで
- **と ころ** 新潟県石打丸山スキー場「ホワイトハウス マスエン」
〒949-6372 新潟県南魚沼市石打1626-1
Tel. 025-783-2440 (FAXも同番号)
- **申込方法** 直接、電話にて「ホワイトハウス マスエン」へご予約ください。予約完了後「保養所利用申込書」の所要事項にご記入のうえ、当協会にご送付ください。受付後、当協会から「利用案内書」を送付いたしますので、ご利用日にマスエンにお渡しください。
- **予約受付開始日** 2018年10月1日(月)より
- **契約利用料金** (1泊2日2食付)
一般は7,000円ですが、被保険者様および被扶養者様(小学生以上)は、**1人1泊につき1,000円を補助**しますので、6,000円となります。ただし、2018年12月29日(土)から2019年1月3日(木)までの間は正月料金(一般8,000円)となりますので、ご注意ください。 ※料金をご利用の際、直接お支払いください。

● 「保養所利用申込書」の用紙請求先および送付先 ●

千葉県社会保険協会 冬山の家 係
〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13
問合せ先 Tel. 043-233-3971



いちご狩り補助券を増刷しました。

前頁『S1グランプリ』も開催予定の山武市成東のいちご狩りの補助券を増刷しました！
ご申請がまだの事業所様はこの機会にぜひ♪

※申請手順については、機関紙「社会保険ちば」秋号、もしくはHP版「社会保険ちば」10月・11月号をご覧ください。

表紙写真説明

「スカイツリー夜景」
(撮影場所 市川市アイリンクタウン)
社会保険写真コンテスト応募作品
市川市 日本年金機構市川年金事務所
鈴木 渉氏 撮影

綴じて保管しましょう!!

個別年金相談事業のご案内

千葉県社会保険協会では、退職後の生活設計等のご参考になるよう、当協会が契約する社会保険労務士を各事業所様に派遣し、個別の相談をお受けする事業を行っております。

相談随時受付中！

50歳代従業員対象、ベテランの年金相談員がお答えします

就業規則で定年を60歳と定めている企業も、平成18年4月から法律改正により、段階的に65歳までの雇用が義務化されております。

60歳定年で退職する人 → 老齢年金はいくらもらえる？雇用保険の失業給付の手続きは？など
加入期間の確認について → 不明期間の確認方法は…など
定年後も再雇用制度で在職する人 → 老齢年金はいくら減額になる？雇用保険からの給付金請求手続きは？など
その他ライフプランのご相談 → 遺族年金、介護保険など
事業主からの相談もOK → 労務・人事管理問題など

—— 相談はお一人でも可能です ——

申込方法
 後続のページにあります当協会指定の申込書に必要事項をご記入のうえ、下記申込み先へ**FAX**にてお申込みください。
 ※費用等は**一切無料**です。お気軽にお申込みください。(業務に支障がないよう、日曜、祝日、平日の5時以降の相談も可能です)
 ※この相談を受ける方々の個人データ等の守秘義務は厳守する契約となっております。

申込み および 問い合わせ先 → 一般財団法人千葉県社会保険協会 電話 043-233-3971 FAX 043-233-3

記事提供 S1 日本年金機構・全国健康保険協会千葉支部

個別年金相談のお申込みから相談までについて

一般財団法人 千葉県社会保険協会

ご希望される会員事業所様は、個別年金相談申込書に必要事項をご記入うえ、当協会までFAXにて、お申込みくださいますようお願いいたします。

※費用等は、一切無料です。

1. 個別年金申込書に必要事項を記入ください。

相談希望日時については、

- ・お申込みから相談日まで**1ヶ月程の期間**が必要です。
- ・相談希望日時は、**第3候補**までお願いします。



2. 当協会へFAXにてお申込みください。（043-233-3973）



3. 受付後、委任状を送付いたします。

必要事項をご記入、押印のうえ、同封いたしました返信用封筒にてご返送ください。

※委任状については、当協会から日本年金機構へ被保険者記録等の照会をするためにご提出いただくものです。



4. 相談日時が決定次第、当協会からご連絡いたします。



5. 社会保険労務士が、ご希望の指定日時、場所で年金相談を行います。

個別年金相談申込書

一般財団法人千葉県社会保険協会

FAXにてお申込みください。(FAX: 043-233-3973)

申込日 年 月 日

事業所名	
担当者名	
事業所所在地	〒
電話番号	
希望相談日	① 年 月 日 () 時 分 ② 年 月 日 () 時 分 ③ 年 月 日 () 時 分
希望相談人数	
事業所までの交通機関	

最寄駅から事業所までの簡単な地図をご記入ください。
(貴事業所様に既存のものがあれば、そちらを添付ください。ご記入は不要です。)

※この相談を受ける方々の個人データ等の守秘義務は厳守される契約となっております。